

デジタル化事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の生産性の向上を促進するため、事業者が実施するデジタル化のための業務システムの導入や開発、改修への投資を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
業務システムの導入や開発、改修	事業者	1 中小企業者であること。 2 市内において自己の用に供するシステム等であること。 3 春日井商工会議所の専門家派遣を利用し、専門家の診断を受けた上で実施するものであること。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 5 みなし同一事業者間での事業でないこと。

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできません。
- ※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。
- ※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者からのソフトウェアの購入等をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき 30万円	1 外部委託費用 2 ソフトウェア購入費用 3 システム利用料又はソフトウェアリース料 4 その他必要と認める費用

- ※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。
- ※ リース契約やシステム利用料の場合は、第1回の支払日から起算して12月以内の支払い額を対象経費とする（定額制サービス料を含む）。
- ※ ハードウェアに係る費用は対象外とする。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から90日以内 (システムやソフトウェア等の導入完了日及び対象経費の支払い日のうち、遅い日から90日以内)

